

○長久手古戦場野外活動施設条例

平成15年7月1日

長久手町条例第15号

(設置)

第1条 緑と潤いを提供し、市の歴史、民俗及び文化に関する資料を展示し、市民の教養の向上を図り、併せて弓道の振興に資するため、次のとおり野外活動施設を設置する。

(1) 名称 長久手古戦場野外活動施設

(2) 位置 長久手市武蔵塚204番地

(資料室等及び事業)

第2条 長久手古戦場野外活動施設(以下「野外活動施設」という。)に郷土資料室及び和弓場を置く。

2 野外活動施設においては、次の事業を行う。

(1) 郷土の考古、歴史、民俗、産業等に関する資料(以下「郷土資料」という。)の収集、展示及び保管

(2) 郷土資料に関する調査及び研究

(3) 和弓場等の貸出し

(4) その他長久手市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める事業

(令3条例22・一部改正)

(和弓場等の使用許可)

第3条 和弓場等を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、和弓場等の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(令3条例22・一部改正)

(使用許可の取消し等)

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正の申請をしたとき。
- (3) その他教育委員会が必要と認めるとき。

(使用料)

第5条 第3条の許可を受けた者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

- 2 前項の使用料は、使用の許可と同時に納付しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
- 4 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(行為の禁止)

第6条 野外活動施設を利用する者は、次の行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すこと。
- (2) 建物、設備、郷土資料等を損傷し、汚損し、又は滅失させること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、教育委員会が適当でないとする行為をすること。

(損害賠償)

第7条 故意又は過失により建物、設備、郷土資料等を損傷し、汚損し、又は滅失させた者は、市長の指示に従い、これらを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(野外活動施設運営委員会)

第8条 野外活動施設の運営等について意見を聴くため、野外活動施設運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、委員6人以内で組織する。
- 3 委員は、歴史、民俗等について学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職員)

第9条 野外活動施設に必要な職員を置く。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行前に長久手勤労者野外活動施設の管理及び運営に関する規則(昭和59年長久手町規則第20号)第6条の規定に基づき、この条例施行後における会議室等の利用の許可を受けた者は、この条例第3条の規定による許可を受けたものとみなす。
- 3 前項の場合において、既に納付された利用料の額がこの条例に定める使用料を上まわる場合においては、その差額を返還するものとする。

(長久手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 長久手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年長久手町条例第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則 (平成25年条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に申請書等を受理しているものに係る使用料等については、なお従前の例による。

別表 (第5条関係)

(平25条例38・令3条例22・一部改正)

使用区分			使用料の額					
			午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5 時	午後5時 ～午後9 時	午前9時 ～午後5 時	午後1時 ～午後9 時	午前9時 ～午後9 時
和弓 場	個人	中学生 以上大 学生以 下	150円	150円	150円	300円	300円	450円
		その他	220円	220円	220円	440円	440円	660円
	専用		1,840 円	1,840 円	1,840 円	3,070 円	3,070 円	4,620 円
弓矢	1セット	50円	50円	50円	100円	100円	150円	

備考 和弓場の個人使用については、専用使用がない場合に限り、使うことができる。